

農地売買等事業に係る手数料の徴収(改定)について

農地売買等事業に係る手数料徴収(改定)の基本的な考え方及び使途等については下記のとおりです。

記

1 手数料徴収(改定)の基本的な考え方

当公社が実施する農地売買等事業については、国及び県の補助金及び事業参加者から徴収する手数料で運営しています。

しかし、①近年の人件費や物価の高騰等の影響により、十分な財源を確保できない状況であること、②改正基盤法の施行により農地の売買は農地法または、当事業のみとなったことから、取扱いが急増していること、等をふまえ、それに対応する体制を確保するため、手数料を見直すものです。

2 手数料について

(1)手数料率

出し手、受け手とも、売買代金1件あたり

現行1% → 改定後 2%

(2)下限及び金額

1件あたり必要な経費を確保するため、下限金額を設定しました。

また、事業収益が赤字とならない範囲で上限金額を設定しました。

下限金額 1万5千円／1件

上限金額 12万円／1件

3 手数料の使途及び算定方法

使途については、人件費、業務委託費、物財費、租税公課等です。

算定方法については、他県の状況や、人件費や物財価格の上昇等も踏まえた上で、取扱件数に対する収入及び経費を予測し、算定しました。